

公益社団法人北海道社会福祉士会懲戒基準規則

規則第 10 号

2014 年 5 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 9 条に基づき、本会の正会員（以下「正会員」という。）を除名あるいはその他の懲戒をする場合の種類並びに基準を定め、もって正会員の倫理基準の維持・向上を図ることを目的とする。

(懲戒の種類)

第 2 条 本会の懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 厳重注意
- (2) 戒告
- (3) 除名

(厳重注意の事由)

第 3 条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、正会員に反省の意思があり、情状酌量の余地がある場合である。

(戒告の事由)

第 4 条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として不適切な対応や態度が見られる場合である。

(除名の事由)

第 5 条 正会員が倫理綱領・行動規範に禁じられている行為を行い、社会福祉士として極めて不適切である場合である。

(懲戒の処分実施)

第 6 条 正会員を前第 2 条に規定する懲戒の処分にする場合には、別に定める公益社団法人北海道社会福祉士会正会員に対する倫理綱領に関する規則（2014 年規則第 11 号。以下「倫理綱領規則」という。）に基づかなければならない。

(対象の身分)

第 7 条 苦情申立を受けた正会員は、倫理綱領規則により処分が確定するまで、本会に所属する身分は保持される。

(規則の改廃)

第8条 この規則を改廃するときは、倫理委員会又は本会理事会で発議し本会総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2014年6月1日から施行する